

須賀川市

中学校休日の部活動地域展開ガイドライン

令和 8 年 7 月

須賀川市

須賀川市教育委員会

用語の定義

【地域展開】

学校単位で行われてきた部活動を地域全体の資源や指導者と連携して支え、生徒の多様な活動機会を確保・充実させる取り組み。

【地域連携】

学校の部活動において部活動指導員などの地域人材の参画を得て活動を実施することや、部員が少ない学校では、複数の学校で合同練習(合同部活動)を行うこと。

【地域クラブ活動】

学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、地域のスポーツ・文化芸術団体等が主体となり、学校部活動に代わるスポーツ・文化芸術に親しむ機会を生徒に提供する活動をいう。

【認定地域クラブ】

スポーツ庁及び文化庁が示す要件や認定手続等に基づき、中学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として、市が認定した地域クラブをいう。

市町村等が自ら運営団体・実施主体※1となり、スポーツ庁・文化庁が示した要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合も、認定を受けたものとみなす。

※1 運営団体・・・各地域クラブ活動を統括する団体

実施主体・・・個別の地域クラブ活動を実際に行う団体

本ガイドラインによる学校部活動・合同部活動・地域クラブ活動の違い

項目	学校部活動	合同部活動	地域クラブ活動
実施主体	学校	学校(複数校)	認定地域クラブ
指導者	教員・部活動指導員が中心	教員・部活動指導員が中心(複数校で対応)	認定指導者
参加対象	自校の生徒	複数校の生徒	希望する生徒
活動目的	学校教育活動の一環	学校教育活動の一環として活動機会を確保	継続的なスポーツ・文化芸術活動の機会確保
活動場所	自校施設	公共施設等	学校施設・公共施設等
活動日	平日・休日	平日・休日	休日
参加形態	学校所属	学校所属	任意参加
特徴	学校単位で実施	生徒数減少への対応として複数校で実施	地域の人材や団体と連携して実施

目 次

- 1 はじめに 【P3】
 - (1)ガイドライン策定の目的 (2)基本理念 (3)基本原則
 - 2 基本的な考え方 【P4】
 - (1)地域展開の考え方 (2)対象者 (3)活動種目 (4)地域展開の進め方
 - 3 地域クラブ活動の運営体制 【P5】
 - 4 各関係者の役割 【P5】
 - 5 認定地域クラブ 【P5～P6】
 - (1)認定地域クラブとは (2)認定要件 (3)認定手続き (4)認定指導者の要件
 - 6 認定指導者 【P6】
 - (1)認定指導者とは (2)認定指導者の役割 (3)認定指導者の要件 (4)認定指導者の研修 (5)認定手続き (6)教員等の兼職兼業
 - 7 活動時間及び休養日 【P8】
 - (1)活動時間 (2)休養日 (3)活動計画
 - 8 活動場所 【P9】
 - (1)活動場所 (2)学校施設の利用
 - 9 会費及び保険 【P9】
 - (1)会費 (2)保険
 - 10 安全管理及び不適切指導の防止 【P10】
 - (1)安全管理 (2)不適切指導の防止 (3)事故等発生時の対応 (4)遠征時等の安全確保
 - 11 生徒の参加申込み 【P11】
 - (1)参加申込み (2)申込み期間 (3)申込みの流れ
 - 12 今後のスケジュール 【P12】
 - 13 認定地域クラブ活動に参加する皆様へ 【P13】
 - (1)クラブのルールを守ること (2)健康管理 (3)活動場所までの移動 (4)保険
 - 14 個人情報の取扱い 【P13】
 - (1)個人情報の保護 (2)学校・市・認定地域クラブとの情報共有 (3)写真及び活動記録の取扱いについて
- ◇ よくある質問(Q&A) 【P15】

1 はじめに

(1)ガイドライン策定の目的

近年、中学校部活動を取り巻く環境は、少子化や教員の働き方改革への対応により大きく変化しています。

本ガイドラインは、国のガイドライン及び「須賀川市立学校における休日の部活動地域移行推進計画」に基づき、休日の地域クラブ活動※の基本的な考え方や実施方法、関係者の役割等を整理し、共通理解のもとで活動を進めるため策定するものです。

なお、本ガイドラインについては、今後の国等の動向や本市の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、より良い運用に努めます。

(2)基本理念

地域クラブ活動は、生徒が継続してスポーツ・文化芸術活動に親しめる持続可能な活動環境を整備する取組です。

また、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、生徒一人一人の興味や関心を尊重し、多様な活動機会の確保と安全で安心な活動環境づくりを進めます。

(3)基本原則

休日の地域クラブ活動は、次の3つの基本原則に基づき実施します。

① 安全・安心な活動環境の確保

事故防止や安全管理、緊急時対応体制の整備を行うとともに、暴力、暴言、ハラメント等の不適切な指導を防止し、安全で安心な活動環境の確保に努めます。

② 公平な参加機会の確保

学校部活動への所属の有無にかかわらず、生徒が興味や関心に応じて参加できる環境を整えます。

また、家庭の状況等にも配慮し、できる限り参加しやすい環境づくりを進めます。

③ 学校と地域との連携

学校と地域がそれぞれの役割を担いながら連携し、情報共有を図りながら生徒を支える体制づくりを進めます。

2 基本的な考え方

(1)地域展開の考え方

休日の部活動の地域展開は、学校部活動を単に地域へ移行するものではなく、生徒が継続してスポーツ・文化芸術活動に親しめる持続可能な活動環境を整備することを目的とします。

また、学校、地域、関係団体等が連携し、多様な活動機会の確保と安全で安心な活動環境づくりを進めます。

(2)対象者

地域クラブ活動の対象は、市内の中学校及び義務教育学校後期課程に在籍する生徒とします。

参加は生徒本人の意思によるものとし、学校部活動への所属の有無にかかわらず、希望する生徒が参加できます。

また、認定地域クラブ活動への参加を理由として、学校生活において有利又は不利な取扱いを受けることはありません。

なお、対象は市内在籍生徒を原則としますが、活動状況や地域の実情等を踏まえ、必要に応じて市外在籍生徒の参加を認めることがあります。

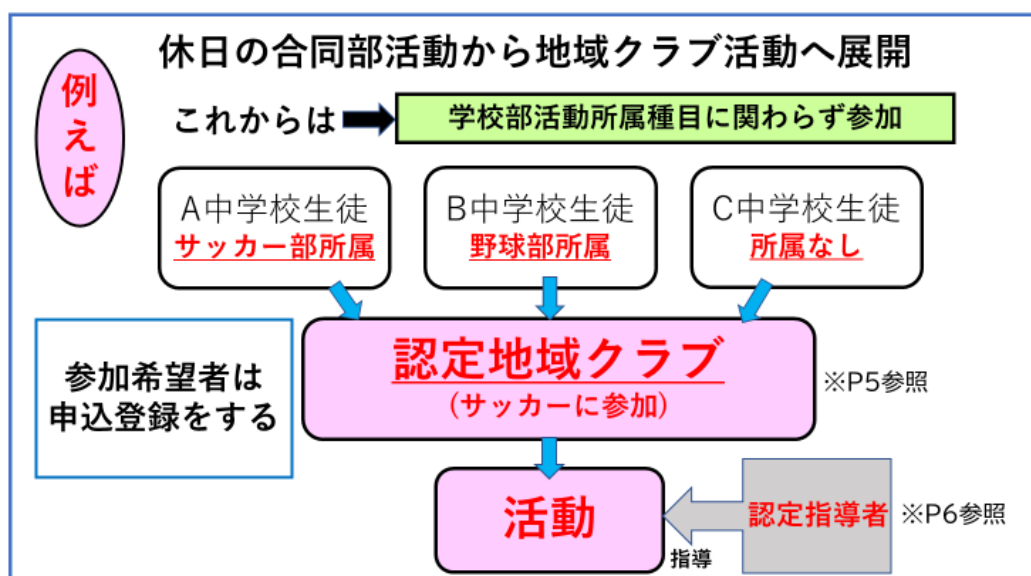
(3)活動種目

活動種目は、市内中学校で実施している種目及び中学校体育連盟等の種目を基本とします。

(4)地域展開の進め方

実施種目や活動内容については、生徒のニーズや指導体制、活動環境等を踏まえ実施可能な種目から順次実施するものとします。

なお、年度ごとの具体的な実施計画等については、市が別に定めます。



3 認定地域クラブ活動の運営体制

認定地域クラブ活動は、市が運営団体となり、学校、地域、関係団体、指導者、保護者等が連携して実施します。

地域の人材や団体等の協力を得ながら、生徒が継続してスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境づくりを進めるとともに、学校と地域が適切な情報共有を行い、生徒が安全かつ安心して活動できる体制づくりに努めます。

4 関係者の役割

認定地域クラブ活動を円滑に実施し、生徒が安全で充実した活動を継続できるよう、関係者がそれぞれの役割を理解し、連携・協力して取り組むことが重要です。

関係者の主な役割は次のとおりです。

関係者	主な役割
市	制度全体の運営、認定地域クラブ及び認定指導者の認定、施設利用調整、関係機関との連携・調整、必要な支援の検討・実施
学校	生徒に関する必要な情報共有、認定地域クラブとの連携、活動への協力及び必要な支援
認定地域クラブ	生徒募集、保険加入、活動計画の作成、活動運営、活動場所調整、参加者管理、安全な活動環境の確保
認定指導者	活動指導、安全管理、健康状態確認、事故対応、保護者との連絡調整、活動報告
保護者	生徒の健康管理、活動参加への理解と協力、送迎、緊急時対応
生徒	活動ルールの遵守、自身の健康管理、主体的な参加、仲間との協力

5 認定地域クラブ

地域クラブ活動を安全かつ継続的に実施していくためには、一定の基準に基づき、適切な運営体制や指導体制を確保することが重要です。そのため、市では一定の要件を満たす地域クラブを「認定地域クラブ」として認定します。

(1) 認定地域クラブとは

認定地域クラブとは、スポーツ庁及び文化庁が示す要件や認定手続等に基づき、中学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として、市が認定した地域クラブをいいます。

認定制度により、活動目的、指導体制及び運営体制等を明確にし、安全で適切な活動環境を確保するとともに、生徒及び保護者が安心して活動できる体制を整備します。

(2) 認定要件

認定地域クラブとして認定を受けるためには、主に次の要件を満たすものとします。

項目	内容
名称	クラブの名称を定めていること
活動目的	活動の目的及び活動内容が明確であること
指導体制	市の認定を受けた認定指導者を 2 名以上配置していること
運営体制	代表者及び会計担当者を置き、責任体制が明確であること(※指導者が兼ねても可)
活動方針	生徒の健全育成を目的とした活動であること
運営方針	営利を主たる目的としないこと
安全管理	生徒の安全管理及び緊急時対応に配慮した活動体制を有していること

(3) 認定手続き

認定地域クラブの申請、認定及び更新等に関する必要な事項については、市が別に定めます。

6 認定指導者について

生徒が地域クラブ活動において継続してスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保するためには、適切な指導体制を整備することが重要です。そのため、市では一定の要件を満たす指導者を「認定指導者」として認定します。

(1) 認定指導者とは

認定指導者とは、市が定める基準に基づき認定を受けた者をいい、地域クラブ活動において生徒が安全かつ安心して活動できるよう、専門的知識や経験に加え、指導力や安全管理に対する理解等を確認します。

なお、活動時は原則として 2 名以上の認定指導者を配置し、地域クラブ活動の責任者として、そのうち 1 名を主任指導者とします。

(2) 認定指導者の役割

認定指導者は、知識や技能の指導に加え、生徒が安全に活動できる環境づくりと健全な成長を支える役割を担います。

また、生徒の自主性を尊重し、協調性や礼儀など、人間形成の視点を踏まえた指導に努めます。

主任指導者は、活動全体を統括する責任者として、活動運営、安全管理、緊急時対応及び保護者との連絡調整などを行います。

認定指導者の主な役割は次のとおりです。

項目	内容
活動指導	生徒の発達段階や技能に応じ、安全かつ適切な指導を行い、楽しく活動できる環境づくりに努める
安全管理	活動前後の施設・用具の安全確認、生徒の健康状態の把握、熱中症等の予防対策を行う
事故発生時の初期対応	事故やけが等が発生した場合は、安全確保を最優先とし、応急処置、保護者への連絡及び必要な対応を行う
保護者との連絡調整	活動日時や内容等の周知のほか、必要に応じて保護者との情報共有を行う
活動報告	活動状況や参加人数、事故や課題等を市へ報告し、円滑な運営につなげる
生徒理解及び見守り	生徒一人一人の状況や変化に配慮し、安心して参加できる環境づくりを行う
人権尊重及び適切な指導	暴力、暴言、ハラスメント等の不適切な指導を防止し、生徒の人格を尊重した指導を行う

(3) 認定指導者の要件

次の全ての要件を満たす者を、市において認定指導者として認定します。

- ① 中学生年代を対象とした地域クラブ活動の趣旨を理解し、その指導に必要な資質及び能力を有する者であること。

なお、原則として(4)に定める研修を受講した者としてします。

- ② 暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視その他生徒の人格を傷つける行為は許されないことを理解し、自らこれらの行為を行わず、参加生徒間においても容認しないことを誓約した者であること。

- ③ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 暴力団又は暴力団員等の反社会的勢力に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

ウ 過去に暴力、暴言、ハラスメント等の不適切な行為又は性犯罪歴があるなど、指導者として不適切と認められる者

(4) 認定指導者の研修

地域クラブ活動では、生徒が安全かつ安心して活動できるよう、市が認定指導者を目指す者を対象とした研修を実施します。

研修では、安全管理、生徒理解、人権意識及びハラスメント防止等について学び、適切な指導力の向上を図ります。

ただし、教員、部活動指導員その他これらに準ずる指導経験を有すると認められる者については、研修の全部又は一部を免除することができます。

主な研修内容は次のとおりです。

- 制度理解 安全管理及び事故対応について 救急対応について
- ハラスメント防止について 生徒理解について 適切な指導方法について
- 個人情報保護について

(5)認定手続き

認定指導者の申請、認定及び更新等に関する必要な事項については、市が別に定めます。

(6)教員等の兼職兼業

認定地域クラブ活動では、教員がこれまで培った専門的な知識や経験を生かし、指導者として活動に携わることができます。

ただし、教員の働き方改革推進の観点から、参加については本人の意思を尊重することを基本とし、教育公務員特例法その他関係法令等に基づき、必要な手続きを行うものとします。

【兼職兼業許可に当たっての考え方】

兼職兼業の許可については、本人の意思を尊重するとともに、学校運営及び健康面等に十分配慮した上で教育委員会等が判断します。

主な確認事項は次のとおりです。

- ① 教員本人の意思による希望であること
- ② 学校業務に支障がないこと
- ③ 健康状態及び勤務状況に十分配慮されていること
- ④ 校長による事前確認が行われていること
- ⑤ 関係法令等に適合していること

7 活動時間及び休養日について

(1)活動時間

認定地域クラブ活動は、生徒の健全な成長を最優先とし、活動時間は、生徒の成長段階や学習、家庭生活とのバランスに配慮して設定します。

休日の活動時間は、原則として 1 日 3 時間以内とし、生徒の心身への負担軽減に配慮するとともに、限られた時間の中で効率的かつ効果的な活動に努めます。

(2)休養日

生徒の健康維持や学習との両立を図るため、休日の活動は土日のいずれかとし、適切な休養日を設定します。

また、学校部活動との調整を図りながら、原則として週 2 日以上の休養日を設けるものとします。

(3)活動計画

計画的な活動運営を行うため、年間活動計画及び月間活動計画を作成するものとします。

活動計画には、活動日時、活動場所、休養日、大会参加予定等を記載し、参加者へ事前に周知するものとします。

また、内容に変更が生じた場合は、速やかに参加者へ周知するものとします。

8 活動場所

(1)活動場所

認定地域クラブ活動は、市内中学校及び義務教育学校施設をはじめ、公共スポーツ施設、文化施設、社会教育施設等を活用して実施します。

活動場所は、生徒の安全確保を最優先とし、活動内容、施設環境、移動負担等を総合的に考慮して選定します。

(2)学校施設の利用

学校施設を利用する場合は、学校教育活動に支障が生じないように、学校及び関係機関と調整を行います。

また、利用時間や利用ルール、設備・用具の取扱い等を事前に確認し、安全かつ適正な施設利用に努めるものとします。

9 会費及び保険

(1)会費

認定地域クラブ活動は、参加料・会費等を基本とした持続可能な運営を目指し、参加者による費用負担を原則としますが、負担が過重とならないよう、可能な限り低廉な参加費の設定に努めます。

また、活動を継続的かつ安定的に実施するため、国・県の補助制度を活用しながら、市の予算状況を踏まえて指導者への謝金等の支援を行います。

なお、経済的な理由による体験機会の格差が生じないように支援の在り方を検討します。

(2)保険

認定地域クラブ活動は学校管理下の活動ではないため、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となります。

このため、活動中のけが、事故及び損害賠償等に備え、参加する生徒及び指導者はスポーツ安全保険等※に加入するものとします。

なお、事故等が発生した場合の補償については、加入する保険の補償内容及び適用範囲に基づき対応するものとします。

※スポーツ安全保険：公益財団法人スポーツ安全協会の保険制度。

傷害保険と賠償責任保険の両方を兼ね備えている。

10 安全管理及び不適切指導の防止

(1)安全管理

認定地域クラブ活動では、生徒が安全かつ安心して活動できる環境づくりを最優先とします。

活動に当たっては、施設及び用具の安全確認、生徒の健康状態の把握を行うとともに、活動内容、季節及び気象状況等に応じた必要な安全対策を講じ、事故の未然防止に努めます。

(2)不適切指導の防止

暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視その他生徒の人格を傷つける行為は、一切認めません。

指導者は、生徒一人一人の人格及び人権を尊重するとともに、精神的又は身体的に過度な負担を与える指導を行わないよう配慮するものとします。

また、不適切な指導が確認された場合は、事実確認を行った上で、必要に応じて指導者認定の取消し等の措置を講じます。

(3)事故等発生時の対応

事故やけが等が発生した場合は、人命及び安全確保を最優先に迅速に対応します。

また、保護者、学校及び市と必要な情報共有を行い、原因確認及び再発防止に取り組めます。

【事故等発生時の対応の流れ】

項目	内容
① 安全確保・状況確認	・活動を一時中断し、負傷者及び周囲の安全を確保する ・事故又はけがの状況を確認する ・二次的な事故の防止を図る
② 応急処置及び救急対応	・負傷者への応急処置を行う ・必要に応じて AED を使用する ・重症の場合や緊急性が高い場合は 119 番通報を行う
③ 保護者への連絡	・事故又はけがの状況を保護者へ連絡する ・医療機関受診の有無や搬送先等を伝える
④ 医療機関受診等の対応	・必要に応じて医療機関を受診する ・保護者への引継ぎを行う

⑤ 市及び関係機関への報告	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の発生日時、状況、対応内容等を市へ報告する ・必要に応じて学校等と情報共有を行う
⑥ 事故内容の確認及び再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・事故原因や課題等を整理する ・必要な安全対策や改善策を検討する ・再発防止に向けた取組を行う

(4)遠征時等の安全確保

遠征や大会参加等に伴う移動については、生徒の安全確保を最優先として実施するものとします。

運行事業者を利用する場合は、安全管理体制を確認するとともに、運行計画や移動時間等について事前に確認し、無理のない日程設定に努めるものとします。

また、長距離移動や早朝・夜間の移動に当たっては、生徒及び指導者の健康状態や疲労状況に十分配慮するとともに、必要に応じて休憩時間を確保するものとします。

さらに、事故や災害等の緊急時に備え、連絡体制や対応方法をあらかじめ確認し、安全な移動に努めるものとします。

11 生徒の参加申込み

(1)参加申込み

認定地域クラブ活動への参加は、生徒本人の意思を尊重し、保護者の理解及び同意を得た上で申し込むものとします。

参加に当たっては、活動内容、活動場所、活動日時及び必要な持ち物等を十分確認し、生徒及び保護者が内容を理解した上で申込みを行うものとします。

なお、参加は任意とし、学校部活動への所属の有無にかかわらず、希望する生徒は参加することができます。

(2)申込み期間

申込み期間については、活動開始前の参加者決定や保険加入等の手続きを円滑に行うため、市及び認定地域クラブが別に定めるものとします。

なお、活動種目や募集状況等に応じて、必要に応じ追加募集を行う場合があります。

(3)申込みの流れ

項目	内容
① 募集案内の配布・周知	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域クラブの募集のほか、市ホームページ等により募集内容を周知します。 ・募集案内には、活動内容、活動日時、活動場所、対象者、申込期間等掲載します。

② 活動内容の確認	・生徒及び保護者は、活動内容、活動場所、活動日時等を確認します。 ・生徒本人の希望や家庭状況等も踏まえて参加を検討します。
③ オンラインによる参加申込み	・申込みフォームから必要事項を入力します。 ・参加希望種目、緊急連絡先、健康上の配慮事項等を登録します。
④ 申込内容の確認・参加者決定	・認定地域クラブにおいて申込内容を確認し、必要に応じて確認・調整を行った上で参加者を決定します
⑤ 参加者への決定通知	・活動開始日、活動場所、持ち物等を案内します。
⑥ 保険加入等の手続き	・認定地域クラブにおいて保険加入手続き及び必要な名簿作成を行います。
⑦ 活動開始	・年間及び月間活動計画に基づき、活動を開始します。

12 今後のスケジュール

国では、令和8年度から令和13年度までを「改革実行期間」と位置付け、休日の部活動の地域展開を推進しています。

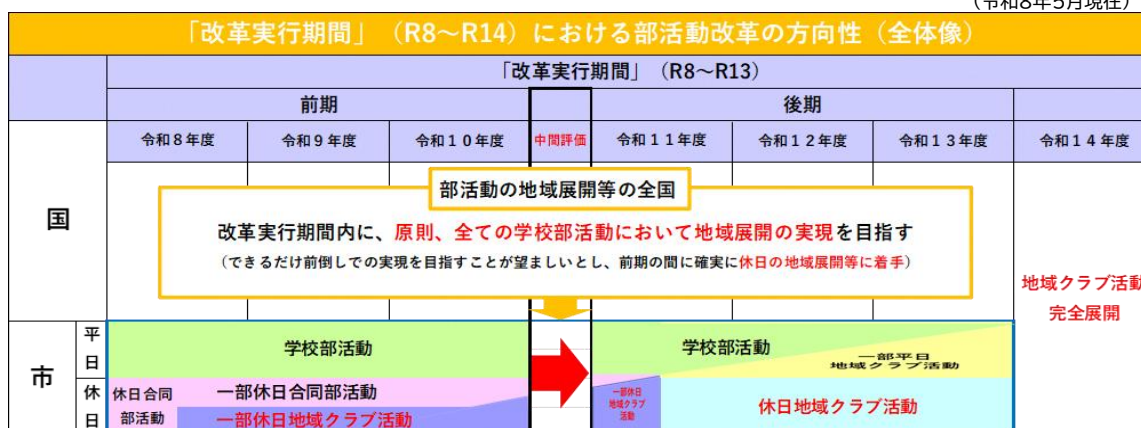
本市においても、国の方針を踏まえ、令和8年度から休日の地域クラブ活動を段階的に実施します。

活動は、一度にすべてを展開するのではなく、指導者の確保状況や活動環境等を踏まえ、準備が整った種目から順次実施します。

また、活動開始後も、参加状況や課題、生徒・保護者等の意見を踏まえながら必要な見直しを行い、持続可能な活動体制の構築を進めます。

なお、平日の部活動の在り方については、休日の地域クラブ活動の成果や課題等を検証した上で、今後検討を進めます。

(令和8年5月現在)



13 認定地域クラブ活動に参加する皆様へ

認定地域クラブ活動は、生徒、保護者、指導者、学校、地域、関係団体及び市が連携して運営する活動です。

生徒が安全かつ安心して活動できるよう、活動の目的やルールを理解し、協力して活動することが大切です。

参加者には、次の事項について理解と協力をお願いします。

(1) クラブのルールを守ること

活動を安全かつ円滑に行うため、参加者はクラブのルールや活動方針を理解し、互いを尊重しながら活動するものとします。

また、あいさつや礼儀を大切にし、思いやりを持って行動するものとします。

(2) 健康管理

参加前には体調確認を行い、発熱や体調不良がある場合は参加を控えるものとします。

また、アレルギーや既往症など配慮が必要な事項がある場合は、事前に指導者へ伝えるものとします。

活動中に体調不良を感じた場合は、速やかに指導者へ申し出るものとします。

(3) 活動場所までの移動

活動場所までの移動は、参加者及び保護者の責任において行うものとします。

自転車利用時は交通ルールを遵守し、ヘルメットの着用に努めるものとします。

また、送迎時においても、交通安全に十分配慮するものとします。

(4) 保険

参加する生徒及び指導者については、認定地域クラブにおいて必要な保険加入手続きを行います。

なお、事故等の補償については、加入する保険の補償内容及び適用範囲内で対応するものとします。

14 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の保護

認定地域クラブ活動では、安全管理や緊急時対応、円滑な活動運営のため、生徒及び保護者の個人情報を取り扱います。

取得した個人情報は、市が法令等に基づき適切に管理し、活動に必要な範囲内で利用するとともに、漏えい防止に努めます。

(2)学校・市・市教育委員会・関係機関等と認定地域クラブとの情報共有

活動を安全に実施するため、生徒の健康状態や緊急連絡先など必要な情報について、市、学校及び認定地域クラブの間で共有する場合があります。

また、いじめや重大なトラブル等が発生した場合は、生徒への適切な支援を行うため、学校・市・市教育委員会・関係機関等と連携し対応します。

なお、情報共有は活動運営上必要な範囲内で行うものとします。

(3)写真及び活動記録の取扱い

認定地域クラブ活動の様子については、活動内容の紹介、事業報告等を目的として、写真、映像及び活動記録等を使用する場合があります。

使用に当たっては、個人情報保護に十分配慮し、氏名等の個人情報を掲載しないなど、適切な取扱いを行うものとします。

また、写真、映像及び活動記録等については、適切に管理するものとします。

◇よくある質問(Q&A)

※本 Q&A は、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」及び「須賀川市立学校における休日の部活動地域移行推進計画」を基に、須賀川市の考え方を示したものです。

【制度全般について】

Q1 休日の部活動は、令和 8 年度からすべて地域クラブになりますか。

A 令和 8 年度からすべての種目を一斉に地域クラブへ移行するものではありません。
これまで合同部活動として行ってきた種目をはじめ、市内中学校で実施している部活動種目及び中学校体育連盟等で実施されている種目のうち、地域クラブとして実施可能な種目から段階的に実施していきます。
今後も実施状況や課題を確認しながら、必要な見直しや拡充を進めていきます。

Q2 学校の部活動はなくなりますか。

A 学校部活動が直ちになくなるものではありません。
まずは休日の活動から地域展開を進め、実施状況や課題を確認しながら進めていきます。

Q3 今後、平日の活動も地域クラブになりますか。

A 平日の部活動については、休日の地域クラブ活動の実施状況や指導体制、活動環境などを総合的に検証しながら、今後検討をしていきます。
現時点では、休日の地域クラブ活動を着実に実施し、持続可能な運営体制を整えることを優先して進めます。

Q4 認定地域クラブの中学校体育大会(中体連大会)への参加は、どのようになりますか。

A 中体連(日本中学校体育連盟)の規定及び福島県予選会等の参加基準に基づき、認定地域クラブに所属する生徒が「地域クラブ」として中体連大会へ参加できるよう、市及び関係機関が必要な手続きと環境整備を進めます。

Q5 活動種目は、市内中学校で実施している種目及び中学校体育連盟等の種目とありますが、それ以外のニュースポーツや文化活動などは行われないのですか。

A 現時点での活動種目は、ガイドラインで示してあるとおりですが、将来的には、スポーツ振興協会、スポーツ協会、スポーツ少年団、その他の競技団体、文化団体等の協力を得て、地域クラブ活動の整備充実を支援し、活動種目を広めていきたいと考えています。

Q6 「必要に応じて市外在籍生徒の参加を認める」とは、具体的にどのようなケースですか。

A ① 種目の希少性

自身の在住・在学する自治体に希望する種目の活動がなく、本市の活動に参加を希望する場合。

② 過去の活動実績

小学校時代のクラブチーム等の流れで、継続して当該地域での活動を希望する場合。

等を想定しています。

【参加について】

Q7 必ず参加しなければなりませんか。

A 参加は生徒本人の意思によるものです。

本人の興味や関心を尊重し、保護者の理解を得た上で参加することを基本とします。

また、参加しないことによって学校生活や学校部活動等で不利益な扱いを受けることはありません。

Q8 学校の部活動に所属していなくても参加できますか。

A 参加できます。

学校部活動への所属の有無にかかわらず、生徒本人の興味や関心に応じて参加することができます。

これまで活動機会がなかった生徒についても、幅広く参加できる環境づくりを進めます。

Q9 活動途中から参加できますか。

A 活動状況や受入れ人数等により、年度途中から参加できる場合があります。

ただし、種目によって対応が異なる場合がありますので、詳細については市又は各認定地域クラブへお問い合わせください。

Q10 活動を欠席する場合はどうなりますか。

A 欠席する場合は、事前に指導者又は指定された方法により連絡してください。

また、急な体調不良などにより事前連絡が難しい場合についても、可能な限り速やかに連絡をお願いします。

【費用・送迎について】

Q11 活動費用はかかりますか。

A 地域クラブ活動は、参加料・会費等による持続可能な運営を基本とし、参加者に一定の費用負担をお願いすることを原則とします。

ただし、負担が過重とならないよう、可能な限り低廉な参加費の設定に努めます。

また、国・県の補助制度を活用し、市が予算状況を踏まえて指導者への謝金等の支援を行うとともに、経済的理由による体験機会の格差が生じないように配慮します。

Q12 活動場所までの送迎は誰が行いますか。

A 活動場所までの移動については、参加者及び保護者の責任において行ってください。自転車を利用する場合は交通ルールを守るとともに、ヘルメットの着用に努めるなど、安全に十分配慮してください。

Q13 吹奏楽で使用する楽器はどうなりますか。

A 原則として各学校にある楽器を使用することを想定しています。

参加者は自校の楽器を使用することを基本としますが、必要に応じて市内学校で使用していない楽器等の活用についても検討していきます。

【安全管理について】

Q14 活動中にけがや体調不良、事故等が発生した場合はどうなりますか。

A 活動中にけが等が発生した場合は、指導者が状況を確認し、必要な応急処置を行うとともに、必要に応じて保護者への連絡や医療機関への受診対応を行います。

補償については、認定地域クラブが加入する保険の補償内容及び適用範囲に基づき対応します。

なお、地域クラブ活動は学校管理下の活動ではないため、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となります。

このため、活動中のけがや事故等に備え、参加する生徒及び指導者はスポーツ安全保険等への加入を基本とします。

Q15 雨天時はどうなりますか。

A 屋外活動については、安全面を最優先に判断し、天候や活動場所の状況等を踏まえて中止又は活動内容の変更を行う場合があります。

その場合には、事前に参加者へ連絡します。

【指導者・学校との連携について】

Q16 教員も地域クラブ活動の指導を行うことができますか。

A 教員が地域クラブ活動の指導を行うことは可能です。

ただし、教員本人の希望を前提とし、教育公務員特例法等に基づく兼職兼業の許可が必要となります。また、学校業務に支障がないことが前提となります。

Q17 これまでの部活動指導員はどうなりますか。

A 地域クラブ活動の指導者として活動する場合には、市へ認定指導者として申請し、認定を受けた上で活動していただきます。

また、必要な研修等を受講し、安全管理や適切な指導について理解を深めていただきます。

Q18 学校と休日の指導者が違う場合、指導方針が変わりませんか。

A 必要に応じて学校と地域クラブが連携し、生徒に関する情報や指導方針等の共有を行います。生徒が安心して活動できるよう、できる限り継続性のある指導体制づくりに努めます。

Q19 学校施設の開錠・施錠や管理は誰が行いますか。

A 学校施設を利用する場合には、学校、市及び地域クラブが事前に管理方法を調整した上で実施します。

また、利用ルールや安全管理方法についても事前に確認し、適切な施設管理を行います。

Q20 遠征や大会参加時の安全対策はどうなりますか。

A 遠征や大会等に伴う移動については、生徒の安全確保を最優先として実施します。

*移動手段について

ア 事業者へ貸切りバス又はタクシーによる運送を依頼する場合は、貸切りバスやタクシーによる依頼であることを明確に伝えた上で、国から貸切りバス事業又はタクシー事業の許可を受けた者と適切に契約を行うとともに、乗車当日もナンバープレートの色(いわゆる緑ナンバー)等を乗車前に確認することとします。

イ 自動車やレンタカー事業者等から手配した自動車を利用する場合は、運転者が適切な運転免許を保持していることや、当該自動車が適切な保険に加入していることの確認をするとともに、当日運転者の変更がある場合には、予めレンタカー事業者の承諾を得るなど、貸渡約款を遵守することとします。

ウ バス乗車の際には、必ず指導者が同乗することやシートベルトを着用することを遵守することとします。

*遠征等の必要性の検討について

認定地域クラブにおいて、長距離や長時間にわたる移動が必要となる遠征については、認定地域クラブ活動として実施することが必要かどうか、その必要性について検討するとともに、実施する場合には、無理のない移動(移動距離、運行時間、運転者の負担等)を計画し、生徒の安全確保に万全を期すこととします。また、指導者の健康状態や疲労状況にも十分配慮します。